

■まちづくりにおける県庁舎跡地の位置づけについて

(1) 県庁舎跡地活用懇話会提言における位置づけ

【基本理念】(抜粋)

- ・現庁舎の敷地は、440年前の開港以来、教会や長崎奉行所西役所、海軍伝習所が置かれるなど、長崎発祥の礎でありかつ中心市街地の核ともいべき唯一無二の場所である。

【基本的な方向】

- ・県民共有の財産として誰も利用できる場所とすることを前提に、①～④全てを満たすものとする。
- ①集い、交流を通じて新しい魅力や価値を創造する場
- ②歴史性への配慮
- ③都市核としての象徴性……長崎の町の発祥から発展に至る拠点
- ④周辺との調和と波及効果……出島復元計画等への配慮、整備効果の県内波及
- ※警察本部庁舎敷地は、周辺のまちづくりの種地とするなど柔軟な活用も考えられる。

(2) 県庁舎跡地活用検討懇話会提言における位置づけ

長崎の中心・象徴

- ・現庁舎敷地は、陸の玄関口の長崎駅や海の玄関口の松が枝国際観光船ふ頭等と中心部の商店街等をつなぐ地理的にも重要な位置にあることから、中心市街地の核とも言えるとともに、長崎のまちの発祥の地、長崎の中心、長崎の象徴である。
- ・そこで、この地が今後も長崎の中心・象徴でありつづけるため、この地に脈々と刻まれた歴史にさらに磨きをかけて活用するとともに、社会情勢の変化に対応しつつ、未来へ向けて、人・まち・文化をつないでいく必要がある。

この土地の歴史

- ・現庁舎跡地は、……1571年に6町による町立てが行われて以降、岬の教会や長崎奉行所、4代に渡る県庁舎などが置かれた重層的な歴史を持つ土地である。
- ・……このように、この土地は、交流・創造・発信の拠点であったとともに、世界遺産暫

定リストに登録されたキリスト教関連遺産と産業革命遺産という2つの世界遺産（候補）を結びつける場所である。

- ・また、これまで述べたこの土地の歴史は、長崎地役人や貿易商人などの町人も文化・経済の両面で支え、関与してきた。
- ・こうした、この土地の歴史そのものが、将来にわたって引き継ぐべき長崎の遺産とも言え、この誇るべき遺産を最大に活用し、交流・創造・発信につなげる必要がある。

未来へ向けて

- ・現在、長崎では、県と長崎市が連携して「平和と文化の国際交流拠点都市」長崎の再生に向けて取り組んでいる。
- ・こうした都市再生に基づく松が枝埠頭や駅周辺の整備等をはじめ、海外クルーズ船の誘致や新幹線開通等、官民あげた取り組みの推進により、今後、観光客等の流入増加が期待されている。跡地は、こうした流れをまちなかにつなぐ拠点になるとともに、県全体にも活力を生み出す原動力となるべき土地である。
- ・加えて、……西洋文化の窓口ともなった場所である。
- ・こうした多様な国際的交流を背景に、長崎の文化を創造していく場とするとともに、観光客へのおもてなしを通じた交流、留学生との交流、県民市民の交流等、多様な交流を生み出す場とし、また、そうした交流を通じて、「長崎」を発信していく。

第1章 重点エリアの整備に関する方針

1. 「長崎市中央部・臨海地域」都市・居住環境整備基本計画の概要

(2) 整備の基本方針（抜粋）

①地域の目指すべき姿（抜粋）

～「平和と文化の国際交流拠点都市 長崎の再生」～

- 観光の発祥の地として、「観光」の原点に立ち返り、長崎のまちや人の「光」を引き出し、磨き上げ、人々に「観」せることにより、「国際観光文化都市」としての輝きを取り戻し、観光再生により交流人口を拡大し、その経済波及効果により、長崎の活力の再生・向上を目指す。また、その効果を離島や県内各地に波及させることにより長崎県全体の活力の再生・向上を目指す。
- 長崎の活力の再生・向上を目指すためには、まちの魅力や交流客を滞留させることが必要である。そのため、地域資源の充実と魅力向上が必要であり、二つの世界遺産候補など長崎特有の「歴史」「文化」等のこれまで活用されてきた資源をさらに磨き上げ、遺産の保全・再生や長崎にしかない魅力あるまち並みの形成を図るとともに、観光の新たな資源として産業、医療技術等もさらに磨き、新たな交流の推進を目指す。
- 国際観光文化都市に再生させるためには、人々が活動し、交流し、情報を発信する場とすることが必要である。そのため、MICE・集客・情報提供等の各種の都市機能の充実・強化を進め、安心・安全で快適な都市の魅力や再生・強化し交流推進と雇用確保を目指す。
- 様々な地域資源や都市機能を有機的につなぐことにより観光地としての魅力、また居住地としての魅力を向上させることが不可欠であり、そのため、まち歩きを意識した回遊機能の強化により、安全・安心に歩くことができ、平和や歴史・文化を体感できる都市を目指す。
- 松が枝国際観光船ふ頭整備、JR長崎本線連続立体交差事業、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）整備等の広域交通機能の強化を大きなチャンスと捉え、その効果を最大化させることにより、東アジアからの誘客等、さらなる交流人口の拡大、経済波及効果を目指す。
- 国際ゲートウェイ（海外の玄関口）機能の再構築……魅力と活力のあるまちづくりを目指す。
- 更に、ゲートウェイ（玄関口）機能の強化により、離島との利便性を強化し、交流人口の拡大による経済効果に繋げていくとともに、県全体への経済波及効果を目指す。
- 以上の取り組みを進めていくことにより、観光立国（ビジット・ジャパン）を牽引する都市として再生を図る。

整備方針② 世界遺産候補など、多様な歴史・文化等の資源の魅力を磨く（抜粋）

- 国内外の観光客を誘致するため、長崎特有の歴史・文化などの様々な地域資源をさらに磨き上げ見せる。
- さるくガイドの育成の継続……人材育成の継続を働きかける。
- 二つの世界遺産候補や国指定史跡「出島和蘭商館跡」などの遺産の保存・活用を図る。
- 旧居留地、出島、唐人屋敷跡、寺町・中通り（和・華・蘭）など、長崎にしかない魅力を高めるまちづくりを推進する。
- 既存中心商店街などにおいて、一体的マネジメントによるまちの活性化及び中国をはじめとした外国人観光客をターゲットとした取り組みの推進や、長崎の歴史や文化を生かした食の魅力を発信する。

整備方針⑧ 新幹線と国際・離島航路の接続等により広域交通機能の魅力を強化する(抜粋)

- 長崎の陸のゲートウェイ(玄関口)となる長崎駅周辺や海のゲートウェイ(玄関口)となる松が枝国際観光船ふ頭においては、周辺地域のまちづくりとの連携を強化し、国際都市にふさわしい拠点を形成し、拡大する交流人口をまちなかへ誘導する。また、空のゲートウェイ(玄関口)である長崎空港との連絡も強化する。
- 東アジア地域を中心とする外国人観光客や国内観光客の誘致を促進・・・広域交通機能・・・の強化、・・・交流人口の拡大を図り、地域活力の再生に繋げていく。

(3) 重点エリア及び周辺の状況(抜粋)

⑤ 築町・江戸町周辺

- 本区域は、開港以来、最初に町建てが行われ、長崎奉行所西役所が置かれるなど長崎の中心地として発展してきており、官公庁やオフィスビル等の大規模建築物が集積している。
- 通りの外側には、長崎のかつての町の形成過程を物語る貴重な歴史的遺構である石垣群が残っており、「イエズス会本部・奉行所西役所・海軍伝習所跡」や「長崎・東京間郵便線路開通起点之跡」等の石碑も点在している。
- 本区域には、築町商店街と江戸町商店街があり、築町商店街はかつてのような賑わいはないにしても、浜町アーケードに近いこともあり、比較的賑わいを保っているが、江戸町商店街については、低未利用地が増加するなど、両商店街とも以前と比較して活力が低下している。
- 一方では、中央公園周辺の飲食店や物販店などの新旧様々な店舗で平成23年6月に「賑町商店会」が設立され、商店街が地元自治会や周辺自治会と連携して毎夏イベントを開催している。
- 築町商店街の中にある築町市場では、利用者の減少などにより店舗数が減少したことを逆手にとって、空き店舗を活用した休憩所の設置や月2回の集客イベント開催など、市場の活性化を図っている。
- 県庁舎が移転した場合の跡地利用の検討については、平成21年8月に歴史・文化、観光まちづくりの有識者や観光団体、地元自治会などの関係者等で構成する「長崎県県庁舎跡地活用懇話会」から、基本的理念及び基本的な方向等についての提言を受けている。
- 今後、県庁舎移転により周辺の土地利用形態も変わる可能性がある。
- また、本区域は、臨海部とまちなかを結ぶ位置にあるが、にぎわいの拠点となる施設や場所が少ない。



写真-27<長崎県庁>



写真-28<長崎地方裁判所>

第2章 重点エリア(中央)の土地利用に関する事項

1. 関連する他の計画等の状況(抜粋)

(6) 出島復元計画

- 鎖国時代、日本と西欧を結ぶ唯一の窓口であった出島は、経済・文化・学術の交流拠点として、日本の近代化に大きな役割を果たし、大正11年10月、「出島和蘭商館跡」として国の史跡に指定された。
- 明治以降、出島周辺の埋め立てが進み、明治37年の第2期港湾改良工事により、海に浮かぶ扇形の原型を失ってしまったため、昭和26年度から復元整備計画に着手し、史跡内民有地の公有化に取り組み、平成13年度にすべての公有化を完了した。
- 平成7年度には長崎市出島史跡整備審議会や長崎市出島史跡復元整備研究会などでの検討を経て、出島復元整備計画を策定。以降、19世紀初頭の出島の復元に向け、施設整備に取り組みしており、現在は第2ステップ(第Ⅲ期)復元事業として平成28年度の完成を目指し、中央部6棟の復元と出島表門橋の架橋に向けた発掘調査・基本設計に取り掛かっている。

※史跡の拡大について検討、協議中

※発掘出土品について国指定の重要文化財の指定に向け取り組みを進めている

(7) 市庁舎建替計画と公会堂機能の確保

- 現在の市庁舎は、老朽化、分散化などの対策が長年にわたって議論され、また、公会堂も老朽化や設備の不備が指摘されてきた。
- 平成21年度に実施した耐震診断の結果は、市庁舎、公会堂とも必要な耐震性能を満たしていないというものであった。
- 平成22年度には、耐震化に対する大きな方向性として、「市庁舎は建替えること」、「公会堂については、市庁舎の建替え計画の具体化と並行して、その機能の確保の方法について引き続き検討する」、市庁舎の建て替えを検討するエリアとしては、「現在の市庁舎がある場所から公会堂を含む一帯」で検討することを表明した。
- 平成23年度には、この方向性について、外部有識者や市民等による「長崎市庁舎建替に関する市民懇話会」を設置し、幅広く意見を聴いた。
- 平成25年1月には、新市庁舎の建設場所を公会堂及び公会堂前公園とすることを公表し、今後、基本計画の策定、設計・施工と進んでいく予定となっている。
- 公会堂についても、平成23年度に「公会堂等文化施設あり方検討委員会」が設置され、その報告の中では、「老朽化した公会堂に代わる新しい文化施設を建設する必要がある」とされており、平成25年1月に新市庁舎の建設場所の公表と合わせて、公会堂は解体し、新たな文化施設により市民の芸術文化活動の発表・鑑賞の拠点としての機能を確保することとし、場所については現市庁舎敷地での整備を念頭に考えることとしている。

※新たな文化施設整備について、県庁跡地におけるホール機能と整合性を図り、県庁跡地において県市共同して実施することについて、長崎市より提案があっている。

2. 重点エリア（中央）に関する課題

(4) 観光資源の有効活用(抜粋)

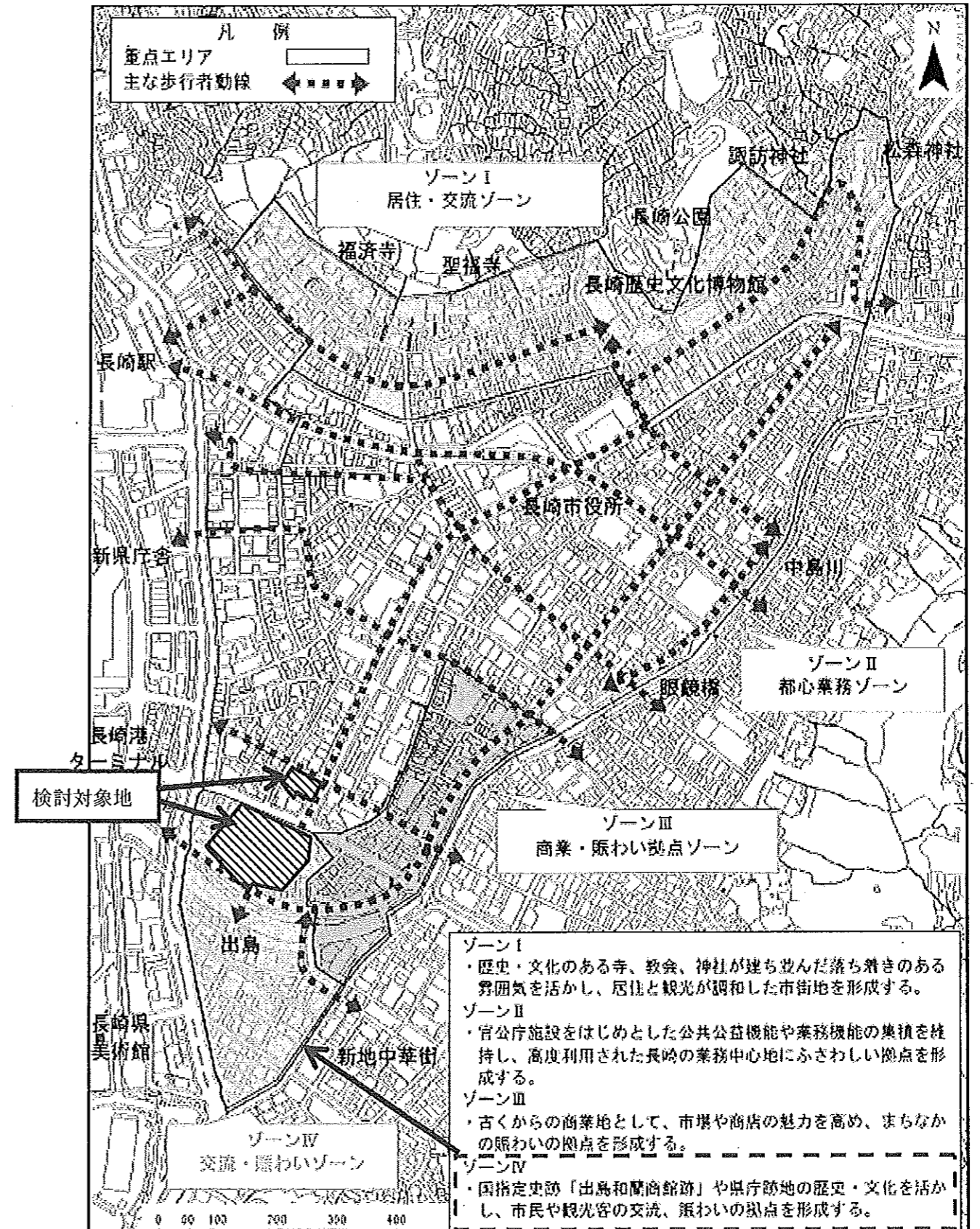
- 出島の復元はこれまで主に史跡内の建造物の復元を進めてきているが、今後、出島表門橋の架橋や公園の整備、県庁舎跡地の活用などが予定されていることから、面的に捉えたまちづくりに取り組む段階に来ている。そのため、江戸町・築町・浜町とのつながりの観点も加え、エリアの一体化を考慮したまちづくりを進める必要がある。
- また、出島の完全復元や顕在化などを含む長期計画を視野に入れた周辺の整備事業の検討も必要である。

(5) 良好な交通環境の整備(抜粋)

- 中央橋と出島に設置されている観光バスの乗降所だけでは、観光シーズンに十分対応できていない状況にあることから、新たな観光バス乗降所や駐車場を確保する必要がある。

3. 土地利用ゾーニング

土地利用ゾーニングを以下の図に示す。



※検討対象地・ゾーンⅣの図示部分は本資料用に追加したもの。

第3章 重点エリア（中央）における都市基盤施設の整備等に関する事項

1. 都市の魅力の強化(抜粋)

③ 出島和蘭商館跡復元の推進

出島は鎖国時代、西欧との唯一の窓口であった歴史的遺構であるが、港湾改良工事によって海に浮かぶ扇形の原型が失われてしまったため、出島のまちなみを19世紀初頭の姿に再現する短中期計画に取り組むとともに、出島への動線を復元するため、当時、出島への唯一の出入口であった表門橋の架橋・整備を進める。また、中島川公園や県庁舎跡地活用などとも連携し、長崎市のシンボルであり、交流と観光拠点としての整備を進める。

○出島和蘭商館跡復元整備事業の推進

○出島表門橋の架橋

⑦ 公共施設等のデザイン調整

県庁舎や県警本部庁舎が移転した後の跡地活用や、市庁舎の移転新築など県市が関与する公共事業を今後予定しており、都市景観形成等の観点から専門家の助言を受けながら調整し、調和の取れた計画・デザインのもと魅力的な都市づくりを進めていくため、環長崎港地域アーバンデザインシステム（長崎県）やながさきデザイン会議（長崎市）を活用し、地域に調和した都市デザインの実現に取り組む。

○アーバンデザインシステムやながさきデザイン会議による公共施設等のデザイン調整

⑧ 県庁舎跡地の活用

県庁舎の敷地は長崎の町の発祥の礎であり、中心市街地の拠点といえる場所であることから、この場所の歴史性等に配慮しつつ、新たな賑わいや憩い・交流の場を創出し、周辺地域の活性化に結びつける。

○県庁舎跡地の活用

第4章 重点エリア（中央）の整備の主体及び時期に関する事項

1. 整備プログラム作成の基本方針（抜粋）

8) 風格と賑わいのあるメインストリートの創出（第3章施策⑭）

・道路空間を使ったイベントの開催については、民間事業者が主体となり、交通事業者や交通管理者、道路管理者と調整を図りながら、既存の文化施設や新たな文化施設と連携したイベントを開催し、多くの市民や観光客が回遊する空間を創出する。

9) さるく観光の充実・強化（第3章施策⑰）

・長崎さるくについては、長崎市と長崎国際観光コンベンション協会が連携してまちあるきを実施し、まちの賑わい創出に向けたさるく観光の充実、強化への取り組みを推進していく。

10) 外国人観光客に対するおもてなしの向上（第3章施策⑱）

・おもてなしセミナーや外国語講座等については、経済関係団体が主体となり、定期的

に開催するなど、外国人観光客に対する「おもてなし」の向上に向け、引き続き取り組みを進めていく。

3. 中期整備プログラム（抜粋）

中期整備プログラムにおける各プロジェクトの整備主体及び整備時期は以下のとおりとし、都市基盤施設等の検討及び整備の推進を目指す。

1) 県庁舎跡地の活用（第3章施策⑧）

・県庁舎跡地の活用については、長崎県が主体となり、長崎市とも連携して、県庁舎跡地活用検討懇話会での検討も踏まえて、県庁舎移転後速やかに解体・着手できるよう取り組んでいく。

2) 市庁舎等の建替え（第3章施策⑨）

・新市庁舎の整備については、長崎市が主体となり、平成31年度を目標に整備を推進する。

・新たな文化施設の整備についても、長崎市が主体となり、その実現に向け取り組んでいく。

4) 周辺地域との交通ネットワークの充実・強化（第3章施策⑯）

・拠点周回バスの運行については、長崎県と長崎市とが一体となり、交通事業者と連携しながら可能性について検討を進める。

・公共交通機関の運行ルート見直しについては、長崎県と長崎市とが一体となり、各交通事業者、交通管理者、施設管理者と調整を図りながら、新市庁舎の完成や新幹線の開業、県庁舎跡地整備の時期に合わせた運行ができるよう、検討を進める。

・公共交通における誘導案内の充実については、長崎県と長崎市が一体となり、各交通事業者と調整しながら、観光客にもより一層利用しやすい仕組みづくりについて検討を進める。

4. 長期整備プログラム（抜粋）

長期整備プログラムにおける各プロジェクトの整備主体及び整備時期は以下のとおりとし、都市基盤施設等の検討及び整備の推進を目指す。

1) 出島和蘭商館跡復元の推進（第3章施策③）

・出島和蘭商館跡の長期計画などについては、長崎市が主体となり、国・長崎県とも連携して、中島川公園や県庁舎跡地の活用も含め、都市のシンボルとして、また交流・観光の拠点として整備推進していく。

6) 国道34号の風格と賑わいのあるメインストリートの創出（第3章施策⑭）

・風格のある道路空間整備の検討については、長崎県、長崎市、道路管理者、交通管理者、交通事業者が一体となり、地元関係者の協力を得ながら推進する。

・賑わい創出に繋がる用途導入の検討については、長崎県と長崎市、民間事業者が一体となり、歴史文化博物館や市立図書館などの既存施設の活用や、県庁舎跡地や市庁舎跡地に新たな施設の整備を進めることで通りの魅力を高め、空き店舗や空きフロアの活用へつなげる。

7) 周辺地域との交通ネットワークの充実・強化(第3章施策⑩)

- ・観光バス乗降所の整備については、長崎県と長崎市が主体となり、交通管理者、施設管理者と調整しながら、検討を進める。
- ・路面電車の直通運行やタクシーベイの整備については、長崎市が主体となり、長崎県や各交通事業者などと一体となって、検討を進める。

第5章 計画の推進に向けて

1. 都市基盤施設の整備に向けた課題等の整理(抜粋)

継続的に行っていくソフト施策や整備プログラムに位置づけている都市基盤施設の整備については、以下に示す課題について解決を図る。

1) 出島和蘭商館跡復元の推進(第3章施策③)

- ・出島の完全復元を含む長期計画について、具体的な検討が必要な時期に差し掛かっており、周辺の公共施設や土地利用への影響並びにコスト等を考慮しながら検討する必要がある。

3) 宿泊滞在型観光の強化(第3章施策⑥)

- ・宿泊滞在型観光の強化にあたっては、観光施設やランドマークとなる施設のライトアップや夜型イベントの充実とともに、国内外に向けた積極的な情報発信が必要であり、このことについては、関連団体・民間事業者との連携をより一層深める必要がある。

4) 県庁舎跡地の活用(第3章施策⑧)

関連事項 市庁舎等の建替え(第3章施策⑨)

- ・県庁舎跡地の活用については、中央エリアやまちなかエリアの賑わいに関わる中核的なプロジェクトであることから、市庁舎跡地に整備する施設等との役割分担や機能的な連携を図りながら、確実に推進する必要がある。

5) 商業の振興(第3章施策⑪)

- ・市街地再開発事業や拠点広場等の整備については、行政機関と地元商店街・経営者が緊密に連携する必要がある。

6) 国道34号の風格と賑わいのあるメインストリートの創出(第3章施策⑭)

- ・沿道の土地利用は、ほとんどが業務系であったが、近年、住居系施設の混在が進みつつあるため、今後の望ましいあり方を検討し、適切に誘導していく必要がある。

7) 周辺地域との交通ネットワークの充実・強化(第3章施策⑯)

- ・当該エリアは、松が枝周辺エリアや長崎駅周辺エリアとまちなかエリアとを結ぶ重要なエリアであるため、まちなかへのアクセスを重視した見直しの検討を進める必要がある。

